

令和4年度 医療費が変わりました

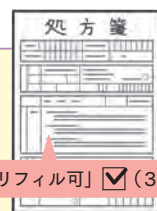
令和4年度の診療報酬改定により、医療機関を受診する際の制度が一部変わりました。
皆さんが受診される際に影響する、主な変更点をお知らせします。

令和4年4月からの変更点

◆一定期間内、繰り返し使えるリフィル処方箋が導入されました

リフィル処方箋が導入され、症状が安定している慢性疾患の患者は一定期間内であれば医療機関を再診しなくても薬の処方箋を繰り返し利用できるようになります。患者の通院の負担軽減につながり、受診回数が減ることで医療費抑制も期待されます。
なお、投薬量に限度がある新薬や向精神薬、湿布薬は対象外となります。

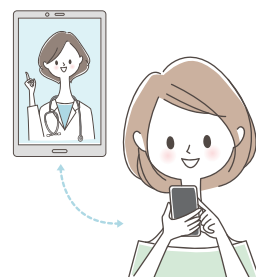
- 処方箋様式を変更して「リフィル可」チェック欄を新設し、医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄に✓点、使用回数が記入される。
- リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回まで。
- 2回目以降は、前回調剤日を起点に投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内に調剤してもらう。



◆コロナ特例措置の終了後も初診からのオンライン診療が可能になりました

初診からのオンライン診療は、新型コロナウイルス感染拡大に対応するため特例的に認められていましたが、恒久的に受けられることになりました。

オンライン診療での初診は、原則としてかかりつけ医が行うことになっていますが、他の医師でも事前に患者とオンラインでやり取りし、病歴・服薬歴・アレルギー歴などの患者の症状を把握して（診療前相談）、可能と判断されると、オンライン診療を行うことができるようになります。



◆不妊治療の保険適用が拡大されました

子どもを持ちたいという方々が受ける不妊治療の保険適用の対象が拡大され、人工授精などの一般不妊治療、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療、男性不妊治療に係る医療技術等が対象となります。

- 対象者は不妊症と診断された男女（事実婚を含む）で、体外受精や顕微授精などは治療開始時点で女性の年齢が43歳未満であることが要件となります。
- 胚移植の回数は、治療開始時点の女性の年齢が、40歳未満の場合は子ども1人につき最大6回まで、40歳以上43歳未満の場合は最大3回まで適用されます。

令和4年10月からの変更点

◆大病院受診時の定額負担が拡大されます

大病院への軽症患者の集中を防ぐため、紹介状なしで大病院を受診した場合、患者は定額負担を全額自己負担しています。この定額負担が引き上げられます。

また、定額負担を徴収しなければならない医療機関の対象範囲が、「紹介受診重点医療機関※」のうち一般病床200床以上の病院にも拡大されます。



※紹介患者への外来を基本とする医療機関として新たに明確化される。

- 初診の場合 【現在】医科5,000円以上 → 【10月から】7,000円以上
- 再診の場合 【現在】医科2,500円以上 → 【10月から】3,000円以上